

特定非営利活動法人銀ちゃんの家 運営規程

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

【目 的】

第1条 この規程は特定非営利活動法人銀ちゃんの家が開設する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【運営方針】

第2条 当事業所は、次に掲げることを運営方針とする。

- (1) 利用者が住み慣れた家庭や地域社会で継続して生活できるように利用者及びその家族を支援する。
- (2) 通所サービスでは利用者が今まで暮らしてきた家庭的な場を提供することで情緒的安定を図るとともに、日常生活のなかでのリハビリテーションを大切にする。
- (3) 訪問サービスでは、利用者が生活をしてきた近隣地域とのかかわりを大切にし、利用者の孤独感の解消を図るとともに、自立した生活が維持できるよう援助する。
- (4) 利用者の状況、希望等を踏まえて、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を策定し、利用者が自発的に日常生活を楽しむことができるよう必要な援助を行う。
- (5) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (7) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営推進委員会を設置し、定期的に関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称及び所在地】

第3条 当事業所の名称は、特定非営利活動法人銀ちゃんの家とする。

2 当事業所の所在地は、兵庫県豊岡市泉町7番30号とする。

【従事者の職種・員数及び職務内容】

第4条 当事業所は、次の通り管理者を配置する。

- (1)（員数等）管理者1名（兼務）
- (2)（職務内容）管理者は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の従事者（以下「介護従事者」という。）の管理及び申し込みに係る調整などの業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。介護職員も兼ねて勤務する。

- 2 当事業所は、次の通り計画作成担当者（介護支援専門員）を配置する。
 - (1)（員数等）計画作成担当者1名以上
 - (2)（職務内容）計画作成担当者は、登録者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当するものである。利用者の心身の状況、および希望及び置かれている環境を踏まえて、援助の目標、サービスの内容等を作成する。地域の中で多様な生活が続けられること、又は、家族の介護の負担を軽減することを目的として、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせたサービスの形態を提供していくものとする。
- 3 当事業所は、介護従事者を配置する。
 - (1) 介護従事者のうち介護職員を次の通り配置する。
 - ア（員数等） 介護職員 15名以上（兼務有）
 - イ（職務内容） 介護職員は利用者に対して各種サービスを提供する。
 - (2) 介護従事者のうち看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を次の通り配置する。
 - ア（員数等） 看護職員 1名以上
 - イ（職務内容） 看護職員は利用者の健康管理や機能訓練等を行う。

【営業日及び営業時間】

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は365日とする。
- (2) 営業時間は次の通りとする。
 - ア 通いサービス 7時から19時
 - イ 宿泊サービス 19時から翌朝9時
 - ウ 訪問サービス 随時対応（24時間連絡体制）

【登録定員及び利用定員】

第6条 当事業所の登録定員及び利用者は次の通りとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通いサービス利用定員 18名
- (3) 宿泊サービス利用定員 7名

【サービス提供方法及び内容】

第7条 当事業所は家庭的な環境のなかで、次のサービスを行う。

- (1) 生活相談・支援
- (2) 生活リハビリ日常動作支援
- (3) 食事サービス（栄養状態の把握）
- (4) 入浴サービス（特浴なし）
- (5) 健康チェック（口腔ケアを含む歯科医との連携）
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎

- (8) 訪問サービス
- (9) 宿泊サービス

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 サービス利用に当たっての留意事項を次の通りとする。

- 2 利用者及び家族は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用に際し、主治医の診断や注意すべき日常生活上の留意事項、最近の心身状態や生活上の変化及び利用日当日の健康状態等について（介護予防）小規模多機能型居宅介護従事者に連絡し、心身の状況に合った適切なサービスが受けられるよう留意するものとする。

【利用料】

第9条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

【その他の費用額】

第10条 その他介護保険の給付対象とならないサービスに係る利用料の額を次の通りとする。

- (1) 次条の通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。**(実施地域の境界から先の距離数に応じて徴収)**

片道10キロメートル未満	500円
片道10キロメートル以上15キロメートル未満	1,000円
片道15キロメートル以上	
5キロメートル未満まで増すごとに	500円加算
- (2) 宿泊費 (3500円) 日用品・電気代込み
- (3) 食材料費 (朝食500円 昼食600円 夕食600円)
- (4) おやつ代 (150円)
- (5) おむつ代 (実費)
- (6) 外出、買い物等個人に係る経費 (実費)
- (7) 事業に通常要する時間を超える指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者による負担が必要と認められる費用
- (9) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

【通常の事業実施地域】

第11条 通常の事業実施地域は豊岡市（港地区、竹野町、城崎町、日高町、出石町

及び但東町は除く)とする。

【研修の確保】

第12条 当事業所のサービスの向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 2ヶ月に1回
- (3) 厚生労働大臣が定める研修
- (4) 認知症介護基礎研修の受講

【秘密の保持】

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

【緊急時における対応方法】

第14条 当事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。

【非常災害対策】

第15条 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

【苦情処理】

第16条 当事業所は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【虐待の防止】

第17条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため

次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための年1回以上の研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

【身体拘束の禁止】

第18条 当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

【感染症対策】

第19条 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

【業務継続計画の策定】

第20条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うものとする。

【その他】

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人銀ちゃんの家 総会及び理事会において定めるものとする。

附則	この規程は、平成	28年	4月	1日	から施行する。
	この規程は、令和	3年	5月	1日	から施行する。
	この規程は、令和	4年	8月	1日	から施行する。
	この規程は、令和	5年	3月	13日	から施行する。
	この規程は、令和	6年	4月	1日	から施行する。
	この規程は、令和	7年	4月	17日	から施行する。